

会議・協議等記録簿

S-F3

配布先	なし			主催	福祉課			No. 1
議事録名	佐久市保健福祉審議会	決裁	部長	次長	課長	係長	係	記録者
日時		平成25年11月13日(水) 9:30~10:00	開催場所	8階大会議室			時間	30分
出欠	佐久市保健福祉審議会委員 出席者16名(欠席8名)、職員13名							
<b>9時30分 開会</b>								
福祉課 (事務局)	<p>本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。          ただ今より、「佐久市保健福祉審議会」を開会いたします。          私は、福祉課長の高地でございますが、審議事項に入りますまで進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。          本日、ご出席いただいております委員さんは、16名であり、過半数に達しておりますので、佐久市保健福祉審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立いたしますことをご報告申し上げます。          はじめに、柳田佐久市長よりごあいさつを申し上げます。市長、よろしくお願ひいたします。</p>							
市長	<p>(市長あいさつ)          本日は、「佐久市保健福祉審議会」を開催いたしましたところ、皆さんにおかれましては、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。          また、日頃よりそれぞれのお立場で佐久市政に対しまして、ご理解・ご協力をいただいておりますことに、この席をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。          さて、現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が急速に進展し、人口の減少という社会問題になっております。          子どもや子育てをめぐる環境の変化から、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立感を覚える家族も少なくない状況にあります。          特に都心部では、保育所に子どもを預けたいと考えていても、希望する保育所が満員であることなどから、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなどが問題となっております。          幸い、本市におきましては、待機児童の問題はございませんが、全国のそうした状況を前に、子育てへの不安をお持ちの皆様も多いと感じているところでございます。          もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を担う上でも重要であり、この時期に質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要であると考えております。          市といたしましては、これまで「子どもを安心して生み育てることができるまちづくり」を市の重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、さらに、子どもたちの健全育成を推進するため、121種類という様々なメニューで事業を展開して参りました。</p>							

現在、国が平成27年度からスタートしようとしている「子ども・子育て新制度」に向けまして、様々な課題に対処し、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築してまいりたいと考えております。

本日は、保健福祉審議会の皆様方に、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「佐久市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、諮問をさせていただきますが、委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門的見地からのご意見、ご提言をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びにあたり、委員の皆さんの、ご健勝をご祈念申し上げますとともに、引き続き、佐久市政進展のため、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

福祉課  
(事務局)

次に、「次第2」の諮問でございますが、今回は、「佐久市子ども・子育て支援事業計画の策定」につきまして、保健福祉審議会においてご審議をお願いするものであります。これより、保健福祉審議会議長に対し、市長から諮問をさせていただきます。宮地会長さん、お席の前までご移動をお願いいたします。なお、お手元の「資料番号1」に、諮問書の写しがございますので、ご覧ください。

市長

(市長から会長へ諮問)

平成24年8月、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)の創設を行い、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることなどを目的とした「子ども・子育て支援関連3法」が成立・交付され、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が本格施行される予定です。

新制度の本格施行に向けて策定する「子ども・子育て支援事業計画」については、教育・保育提供区域の設定をはじめ、幼児期の教育・保育の量の見込み、実施しようとする事業体制などが盛り込まれ、検討に当たっては、慎重な審議が求められております。こうしたことから、本市の地域の実情に応じた「子ども・子育て支援事業計画」の策定に関し、子育て当事者や児童福祉・教育に関する分野など、様々なお立場からご審議をいただきたく、佐久市保健福祉審議会に諮問いたします。

福祉課  
(事務局)

ありがとうございました。宮地会長さん、お席にお戻りください。

ただ今、市長より諮問させていただきました内容につきましては、後ほど審議事項におきまして、所管課より説明させていただきます。

なお、柳田市長でございますが、別の公務のため、ここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、「次第3」以降につきましては、審議会条例第6条の規定により、宮地会長さんに議長をお願いいたします。

宮地会長さん、ごあいさつに引き続いて、議事の進行をお願いいたします。

本日の会議におきましては、ただ今市長より諮問されました「佐久市子ども・子育て支援

事業計画の策定ついて」を議題とし、ご審議をいただきます。議事が円滑に進みますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

会長 それでは、「次第3」の審議事項に入ります。「佐久市子ども・子育て支援事業計画の策定について」の説明を、所管課よりお願いいたします。

・審議事項

(1)佐久市子ども・子育て支援事業計画の策定について  
子育て支援課より説明

会長 ありがとうございます。ただ今説明がありました事項につきまして、ご質問やご意見をいただきたいと思ひます。何かございますか。

佐藤委員 この計画で児童虐待などの対策は、盛り込まれていませんか。

子育て支援課 児童虐待の対策につきましては、資料2の2ページ目に記載してございます。

会長 他によろしいでしょうか。よろしいようでしたら、本計画につきましては、詳細を「児童福祉部会」において調査審議をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。  
(異議なし 承認)

会長 ありがとうございます。「佐久市子ども・子育て支援事業計画の策定」につきましては、「児童福祉部会」において詳細を調査・審議をいただきまして、その内容を本審議会にて審議することといたします。

会長 次に、「次第4」の報告事項に移ります。「佐久市障害者プラン策定」の進捗状況について、所管課よりご報告をお願いいたします。

・報告事項

(1)佐久市障害者プラン策定の進捗状況について  
福祉課より説明

会長 ありがとうございます。このことについて、ご質問等ありましたら、所管課にお問い合わせください。  
以上をもちまして、本日の会議事項は終了いたしました。これで、議長を退任させていただきます。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

福祉課 (事務局) 宮地会長さん、ありがとうございます。以上をもちまして保健福祉審議会を閉会とさせていただきます。皆様ありがとうございました。  
引き続き、この会場におきまして「児童福祉部会」を開催いたしますので、児童福祉部会の委員の皆様には、恐縮でございますが、引き続きご審議をお願いいたします。